

大和市告示第60号

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成29年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市届出保育施設利用者支援事業助成金交付要綱（平成20年大和市告示第81号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げる。

第10条第2項中「5年間」を「10年間」に改め、同条を第11条とし、第9条の次に次の1条を加える。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第10条 消費税及び地方消費税を助成対象経費とする場合にあっては、設置者は、消費税の申告により当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、消費税仕入控除税額報告書により、速やかに市長に対して報告しなければならない。ただし、設置者が全国的に事業を展開する組織の一支部、一支社、一支所等であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部、本社、本所等で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、当該本部等の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

2 設置者は、前項の規定による報告後に、速やかに当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に返還しなければならない。

別表第2中「第13条関係」を「第14条関係」に改める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。